

令和元年度 随時監察（モニタリング調査）結果の概要について

1 監察事項

- (1) 特定個人情報の取り扱い状況の確認
- (2) 公用車の適正使用の確認
- (3) 私有車の適正な公務使用の確認
- (4) 物品の適正管理の確認

2 対象所属（9所属）

- (1) 動物愛護管理センター
- (2) 自治研修センター
- (3) 障がい者相談支援センター
- (4) 東部農林水産局〈徳島庁舎〉
- (5) 南部総合県民局農林水産部〈美波庁舎〉
- (6) 南部総合県民局農林水産部〈阿南庁舎〉
- (7) 西部総合県民局農林水産部〈三好庁舎〉
- (8) 西部総合県民局農林水産部〈美馬庁舎〉
- (9) 中央病院

3 対象期間

平成30年12月1日から令和元年5月31日まで

※物品の適正管理の確認については、平成30年度を対象とする。

4 調査期間

令和元年6月17日から同月28日まで

5 監察結果

(1) 特定個人情報の取り扱い状況の確認

（視点）

知事及び病院事業管理者が行う「個人番号関係事務における特定個人情報等の適正な取扱いに関する実施手順」に沿って、「特定個人情報の取り扱い」について適正な事務処理が行われているかとの視点で調査を行った。

（施行状況）

事務取扱担当者登録簿の作成及び特定個人情報の取り扱いについては、概ね全ての所属において適正に行われていた。

しかし、2所属においては、年度当初に事務取扱担当者登録簿を整備すべきところ、整備がされていなかった（5月1日付け人事異動に伴い整備していた）。

(2) 公用車の適正使用の確認

(視点)

「徳島県県有車両管理規則」、「徳島県病院局車両管理規程」に沿って、公用車が適正に使用されているかとの視点で調査を行った。

(施行状況)

県有車両等運転者、局有車両運転者名簿の登録手續については、概ね全ての所属で適正に登録がなされていたが、運転免許証有効期限の変更登録ができていない所属が1所属見受けられた。

車両使用簿への記載については、8所属において、修正液の使用、安全運転管理者印や日常点検実施者印等の押印漏れ、用務時間や点検実施結果の記載漏れが見受けられた。

また、1所属においては、公用車を使用して出張していたにもかかわらず、車両使用簿への記載がなされていない事例があった。

(3) 私有車の適正な公務使用の確認

(視点)

私有車を使用した出張が「私有車の公務使用に関する要綱」等に沿って、適正に行われているか、出張時における服務管理が適正に行われているかとの視点で調査を行った。

(施行状況)

私有車を使用した出張については、概ね全ての所属において要綱等に定められた基準により許可がなされており、業務終了時の報告も適正に行われていたが、6所属において、わずかではあるが出張伺いの備考欄に要綱に定める「私有車運転者登録番号」や「私有車の使用理由」の記載がなされていないものや、出発地、帰着地、利用交通機関についての入力ミスが見受けられた。

私有車運転者の登録については、1所属において、一部登録漏れが見られ、結果として登録されていない者が私有車を公務使用していた。

また、年度当初に、運転免許証の原本確認及び、私有車運転登録名簿の作成はできているものの、運転免許有効期限の変更登録ができていない所属が2所属見受けられた。

さらに、3所属においては、出張時の業務開始前又は業務終了後の休暇取得について、旅費システムに記載していたものの、休暇の届出ができていなかった事例が見受けられた。

(4) 物品の適正管理の確認

(視点)

「徳島県会計規則」に沿って、「物品の保存・管理」について適正な管理が行われているかとの視点で調査を行った。

(施行状況)

物品の保存・管理について、概ね全ての所属において物品出納簿が作成されていた。

しかし、3所属において物品出納簿における現在高の記載ミスが見受けられた。

また、1所属において物品出納簿に記載された物品に標示票が添付されていない事例が見受けられた。

6 意見

適正な事務処理が行われていなかった所属については、速やかな改善を指示したところであるが、制度の理解不足や決裁時のチェック不足等により、入力ミスや必要な手続きの未実施といった事案が生じていることから、監察対象とならなかった所属においても、次の事項に留意し、適正な事務処理に努める必要がある。

- ・一連の事務手続きを再確認すること。
- ・制度の趣旨等についての理解を周知徹底すること。
- ・決裁時に申請内容の確認を徹底すること。

一方で、私有車を使用した出張について、独自の様式「旅行伺兼私有車公用使用簿」を作成・活用している所属もあり、適正なサービス管理に向けた工夫と一定の効果が見られた。他所属においても、このようなサービス管理の方法を参考とし、適正なサービス管理に努める必要がある。